

二月十一日。假掲

【輪島崎天神社文書】 鳳至郡

八八八

奉建立 天満宮御寶殿壹字

右奉建立志者、天長地久、御願圓滿、殊爲地頭左衛門尉長谷部教連、并縁夫藤原氏女、心中所願成就圓滿、安穩泰平、兼又所生愛子所領繁昌、故奉建立之狀如件、

享德四年歲次二月十一日壬子
乙亥 横上

同十七日 宮移

奉行僧有賢 沙彌西念

大工僧了覺 僧眞實
僧行波

(鳳至郡輪島崎天神社再建のことは文明十年四月十一日の條に在りて、その敗壞多年なることを言へり。然らば則ちこゝにその寶殿を造營したりとするものは疑ふべし。殊に享德四年二月十一日は丁亥にして壬子にあらず。)

二月廿二日。幕府、飯尾元連に、加賀若林郷及

び羽咋郡土田莊等を安堵せしむ。

【古蹟文徵】

八八九

山城國下上野庄、丹後國芋野郷、伊勢國東禪寺、加賀國若林郷、美作國古呂々昆郷并若代、攝津國江口關代官職、能登國土田保公用百貫文、近江國須江庄、同國賀茂庄内名田職等事、早任相傳當知行之旨、飯尾新左衛門尉元連領掌不可有相違之由所被仰下也。仍下知如件。

享德四年二月廿二日

(細川勝元) 右京大夫源朝臣 在判

(加賀若林郷の所在は明らかならず。)

四月。山城北野社雜掌、同社領羽咋郡菅原莊の代官坊城兵衛佐の年貢違亂を停め、之を直務せんことを幕府に請ふ。

【北野神社當宮三年一請會停止記錄】

八九〇

北野宮寺雜掌謹言上

右當社領能州菅原庄事者、爲重色御願料所無知行相違之處、去年夏比、彼庄代官職事、坊城兵衛方競望、可申談

之由爲上意被仰出之間、社領事者、忝自鹿苑院殿様御代、被成下他人契約停止御判、于今無其煩之旨、再三雖令言上、重而被仰出候間、不及力申談候訖。然間彼庄年貢已下、嚴密可有執沙汰之旨請文有之處、則去年年貢最少事被致社納、有過分未進間、連日雖致催促、會以不能承引候條、言語道斷次第也。仍請文如今者、御願神事等可及闕怠事、且神慮、且奉爲公方様、旁以不可然者也。然上者被任被請文旨、早速可預御成敗者哉。特當年相當三年一請會之間、爲彼料所上者、伍佰余貫可被致其沙汰者也。既自來五月八日、年預方エ致下行結御損色、神輿御神服等調進申事者社例也。雖爲聊下行物相違之儀在之者、御神服等難出來者哉。所詮爲社家致直務、於未進分者、不日可被究濟之旨、爲預御成敗、粗謹言上如件。

享德四年卯月 日

【北野神社當宮三年一請會停止記錄】

八九一

北野宮寺御師松ばい院謹言上

右たうしや領、のとの國すがわらのしやうの事は、ぢうしきの御願れう所として、知行さういなき所に、去ねんの夏のところ、彼庄の代くわん職の事、坊城兵衛佐方けいばうによつて、申談すべき由上意としておほせいださるゝ間、社領の事は忝ろくおんわん殿さまの御代より、他人契約ちやうじの御判をなしくだされ、いまにその煩なきむね、さい三ごん上仕候といへども、重而被仰出間、ちからにおよばず申談候處に、去年のねんぐさい少事とりさ

た候て、過分の未進候間、連日催促仕候といへども、更に承引の儀なく、ことに當年三年一請會にあいあたり候間、御神服等已下五百よくわん文出立にて候間、如此の子細、飯尾與三ざへもんをもて、去四月より兵衛佐方の請文之案文、社家のめやすをもて敷申といへども、いまだ一みち仰出されず候。然間自年預方、いまのごとく御代物下行なきによつて、御神服等出來しがたき由、連日社家へ催促をいたし候。今明の間一みち御成敗なく候はゞ、三年一請